

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 6 月 12 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和 8 年度京都府原子力防災研修の実施に係る企画運營業務
- (2) 業務の仕様
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部原子力防災課（京都府庁第 1 号館 6 階）
電話番号 (075) 414-4474
F A X 番号 (075) 414-4477
メールアドレス genshiryoku@pref.kyoto.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付期間等

- (1) 交付期間
入札公告日から令和 8 年 6 月 19 日（金）まで
（日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- (2) 入手方法
ア 原則として、3 の(1)の期間中に京都府ホームページからダウンロードすること。
イ やむを得ず窓口交付を希望する場合は、3 の(1)の期間に 2 の場所に問い合わせの上、入手すること。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
委託・役務 大分類「5 イベント企画・運営」 小分類「3 研修等」
- (3) 5 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
- (4) 過去 5 年以内に国、独立行政法人又は地方公共団体から同種の事業を受託した実績を有すると認められる者であること。

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という）を提出し、入札参加資格について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければ

ばならない。

(1) 申請書の交付期間

ア 交付期間 3の(1)に同じ

イ 入手方法 3の(2)に同じ

(2) 申請書等の受付期間 3の(1)に同じ

(3) 提出場所 2に同じ

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

受付期間中の日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に、提出すること。

イ 郵送により提出する場合

郵便書留等の配達記録が残る方法を利用し、受付期間内に必着のこと。

(5) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 受託実績調書（過去5年以内に国、独立行政法人又は地方公共団体から同種の事業を受託した実績を記入し、それを証する書類を添付すること。）

また、規則第159条第2項第3号による契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間に国又は地方公共団体（独立行政法人等は除く。）と直接締結した契約において、同種かつ同等以上の履行実績を2件以上記入し、契約書等の写しを添付して提出すること。

(6) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

7 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

ア 受付期限 令和8年6月19日（金）必着

イ 提出方法 持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、2に提出すること。

(2) 回答書

ア 回答書は、令和8年6月23日（火）以降に京都府のホームページに掲載する。

イ 回答書の内容は仕様書の一部として入札条件になる。

8 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月25日（木）午後2時00分

イ 場所 京都府庁第1号館6階危機管理センター本部会議室C

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札回数は2回までとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

エ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

カ 5に掲げる認定の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

9 入札保証金

京都府会計規則第 147 条第 2 項第 3 号の規定により免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項に該当する場合は免除とする。

11 その他

(1) 1 から 10 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は入札説明書による。